

2022年4月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ メ リ 代表者名 代表取締役社長 捧 雄一郎 (コード番号 8218 東証プライム) 問合せ先 取締役常務執行役員 早川 博 TEL. 025-371-4111(代)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第61回定時株主総会に下記の通り、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる 旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	(削 除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、	
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載また	
は表示をすべき事項に係る情報を、	
法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供し	
<u>たものとみなすことができる。</u>	
	(電子提供措置等)
(新 設)	第 15 条 当会社は、 株主総会の招集に際し、

(新 設)

附 則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。

附 則

(現行どおり)

- 第2条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改 正規定の施行の日である 2022 年9月 1日(以下「施行日」という)から効 力を生ずるものとする。
- 第3条 前条の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とす 3株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供)はなお効力を 有する。
- 第4条 附則第2条から第4条は、施行日から 6か月を経過した日または前条の株 主総会の日から3か月を経過した日 のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

以 上